

土壤汚染対策法の概要



土壤汚染対策法の目的



土壤汚染対策法の主な改正等履歴

- 平成15年2月15日 土壤汚染対策法施行
- 平成22年4月1日 改正土壤汚染対策法施行
- 平成31年4月1日 改正土壤汚染対策法施行

土壌汚染対策法の制度概要

土壌汚染状況調査(土壌汚染の状況の把握)

第3条調査

有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき

第4条調査

一定規模以上の土地の形質変更の届出において土壌汚染のおそれがあると県知事等が認めるとき

第5条調査

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事等が認めるとき

第14条申請

自主調査(※裏面参照)において土壌汚染が判明した場合に土地所有者等が県知事等に区域の指定を申請

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を県知事等に報告

申請に係る土地所有者等全員の同意を得て申請

土壌の特定有害物質による汚染が認められる場合

区域の指定等(人の健康被害の防止)

おそれあり

土壌の汚染による人の健康被害のおそれの審査

おそれなし

要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

公示(第6条)

土地の形質変更の原則禁止(第9条)

汚染の除去等に係る措置の明示及び汚染除去等計画書の提出の指示(第7条)

汚染除去等計画書の提出(第7条)

汚染土壌の区域外搬出に係る規制(第16~21条)

措置の実施、報告(第7条)

摂取経路の遮断が行われた場合は区域を変更

形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

公示(第11条)

土地の形質変更時の事前届出(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域指定を解除(第15条)

区域の指定等

土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が認められた場合は要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。両区域では、土地の形質変更が制限されます。

土壤汚染状況調査の報告において土壤汚染が認められる

土壤汚染による人の健康被害のおそれの審査

土壤溶出量基準超過の場合
地下水汚染が到達すると考えられる範囲内に飲用井戸等があれば、おそれあり

土壤含有量基準超過の場合
汚染土壌が露出し、人が立ち入ることができれば、おそれあり

健康被害のおそれあり

健康被害のおそれなし

要措置区域

公示(掲示又は公報)

要措置区域の台帳の調製・閲覧

措置の明示及び汚染除去等計画の提出指示

明示される措置の内容
(指示措置と同等以上と認められる措置も可能)

- ①土壤含有量基準超過の場合
原則：盛土(盛土で支障がある土地では土壌入換え)
乳幼児の砂遊び等に利用される砂場等：土壤汚染の除去
- ②土壤溶出量基準超過の場合
地下水汚染なし：地下水の水質測定
地下水汚染あり：遮水工封じ込め又は原位置封じ込め等

(提出がない場合)計画書の提出命令

汚染除去等計画書の提出

(計画が技術的基準に適合しない場合)
30日以内に計画変更命令

措置の実施

(計画に従って措置が行われない場合)
措置命令

報告

原則

措置として行う行為や一部の例外を除き、土地の形質の変更をしてはいけません。

汚染土壌を区域外に搬出する際には事前届出が必要です。

形質変更時要届出区域

公示(掲示又は公報)

形質変更時要届出区域の
台帳の調製・閲覧

形質変更時の事前届出

土地の形質の変更をする場合、
14日前までに県知事等に届出

届出の除外行為

- ①汚染が専ら自然等に由来するものとして環境省令で定める土地における形質変更
- ②通常の管理行為、軽易な行為で省令で定めるもの
- ③指定の際、既に着手していた行為
- ④非常災害のために必要な応急措置

(形質変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しない場合)
14日以内に計画変更命令

原則

一部の例外を除き、土地の形質の変更の事前届出が必要です。

汚染土壌を区域外に搬出する際には事前届出が必要です。

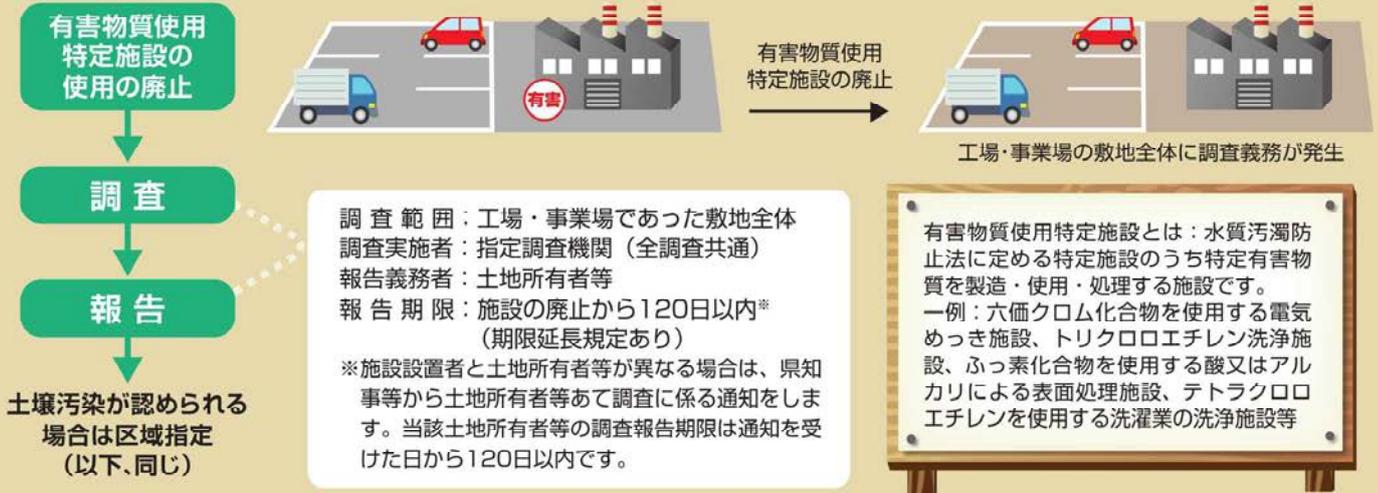
摂取経路の遮断がされた場合には、区域を変更

汚染の除去が行われた場合には、区域指定を解除

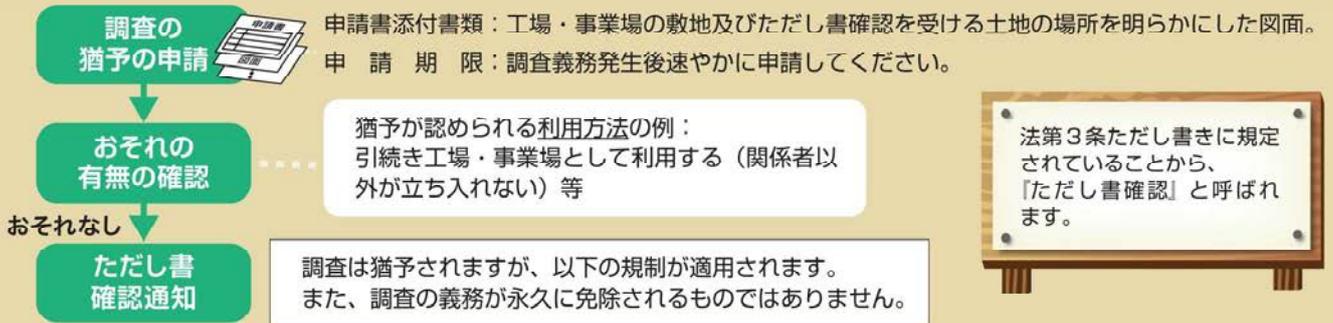
解除台帳の調製・閲覧

土壌汚染状況調査 法が定める契機に該当した場合、土壌汚染状況調査が必要です

3条調査 使用を廃止した有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の土地は調査が必要です。

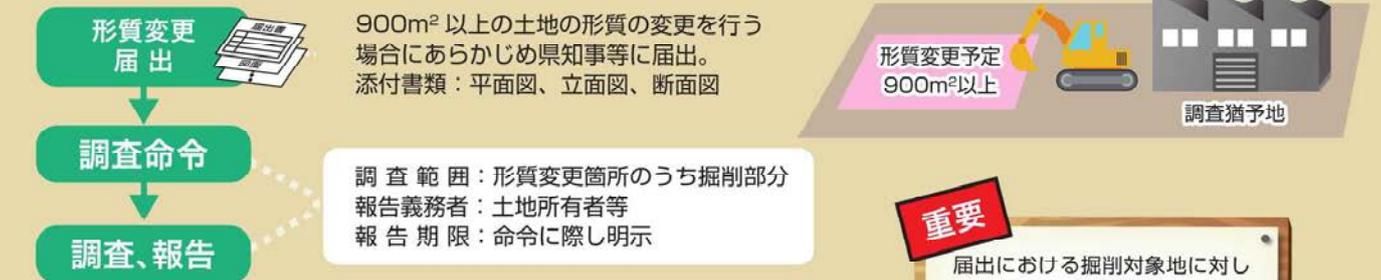


調査の猶予 (ただし書確認) 調査義務の発生した土地において、予定される利用方法から土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがないと県知事等が認めた場合に調査が猶予されます。

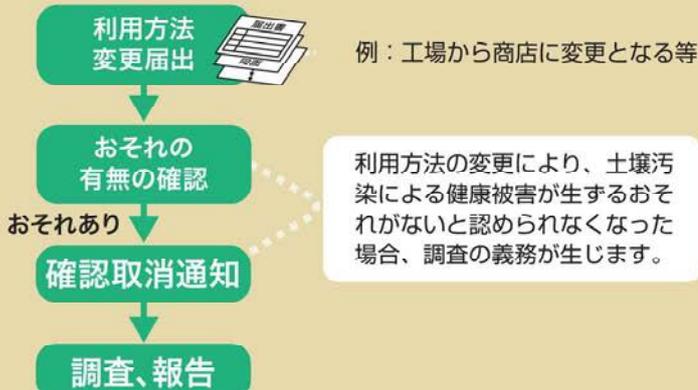


ただし書確認を受けた土地 (調査猶予地) における規制

(1) 形質変更時の届出及び調査



(2) 利用方法の変更の事前届出



(3) 地位の承継の事後届出



す。

4条調査

一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合、事前の届出が必要です。土壤汚染のおそれが認められた場合は調査命令が発出されます。

一定規模以上の土地の形質の変更の事前届出



汚染のおそれの審査

一定規模以上とは

- ① 有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の土地（法第3条ただし書確認を受けた土地を除く）：900m²以上
- ② ①以外の土地：3000m²以上

土地の形質の変更とは

掘削又は盛土による土地に何らかの手を加える行為を指します。面積は掘削と盛土の合計面積で判断します。

事前とは

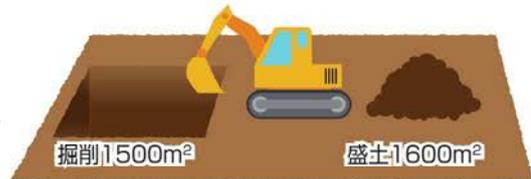
土地の形質変更に着手する日の30日前

添付書類は

- ・形質変更に係る平面図、立面図、断面図
- ・登記事項証明書など土地所有者等の所在が明らかとなる書面
- ・その他各市又は県で提出をお願いする書類

届出者は

土地の形質変更を行う者（発注者と受注者では発注者が該当。）



形質変更面積の計算

(掘削) + (盛土) = (合計)
1500m² + 1600m² = 3100m² → 要届出

事前に自主調査（※裏面参照）を行い、土地所有者等全員の同意書と併せて調査結果を提出することも可能です。

汚染のおそれがあると認められる土地の基準

- ① 特定有害物質による汚染が明らかな土地
- ② 特定有害物質が埋設、飛散、流出、地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理した事業用地
- ④ 特定有害物質を貯蔵、保管した事業用地
- ⑤ ②～④と同様の汚染のおそれのある土地

汚染のおそれがあると判断された具体例

- ・対象地に有鉛ガソリンを貯蔵する地下タンクの設置履歴が確認された。
- ・対象地において大気汚染防止法のばい煙発生施設設置届出があり、特定有害物質の使用が認められた。
- ・対象地において PRTR 制度における特定有害物質の使用等の履歴が確認された。

汚染のおそれが認められた場合
県知事等による調査命令

調査

報告

調査範囲：形質変更箇所のうち掘削部分
報告義務者：土地所有者等
報告期限：命令に際し明示



重要

届出は土地の形質変更に着手する日の30日前までに行う必要があります。また、調査を命じられた場合は、当該調査を適正に実施する必要があるため、届出後30日を経過した後も実質的に形質変更に着手できません。時間に十分余裕をもって届出を行ってください。

5条調査

土壤汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壤に対する人の暴露の可能性がある以下の土地について調査命令が発出されます。

- ① 土壤汚染（土壤溶出量基準超過）に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、周辺で地下水の飲用利用等がある土地。
- ② 土壤汚染（土壤含有量基準超過）が明らかか、又はそのおそれがあり、人が立ち入ることができる状態となっている土地。

汚染土壌の区域外搬出

要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合は、事前届出が必要です。汚染土壌の運搬に関する基準も適用されます。

搬出の 事前届出



添付書類

区域等の図面、管理票の写し、運搬に使用する自動車等の構造を記した書類、処理委託を証する書類、汚染土壌処理業者の許可証の写し等。

(基準違反が
ある場合)
措置命令

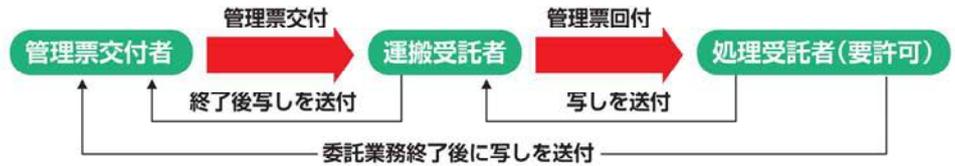
運搬基準

特定有害物質の飛散等の防止措置、汚染土壌を運搬している旨の表示、混載等の禁止、積み替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定、管理票に関する規定等。

積み替え、一時保管施設の
設置には事前協議が
必要な場合があります。

汚染土壌管理票の交付及び保存

要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出するときは、運搬や処理を委託する場合に汚染土壌の引渡しと同時に管理票を交付しなければなりません。管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は管理票を5年間保存しなければなりません。



参 考

土壌汚染状況調査

土壌汚染対策法の規定に従い実施する調査です。調査は指定調査機関に委託する必要があります。
(※法第14条申請や法第4条届出に添付する自主調査の結果も土壌汚染状況調査の結果であることが必要です。)

調査の概略（調査対象が重金属等の場合の一例）

- ①地歴調査等を行い、調査対象物質を決定する。
- ②調査対象地を調査対象物質ごとに汚染のおそれのレベルにより区分する。
- ③試料採取（②の区分により試料採取の頻度が変わります。）
- ③溶出量・含有量調査（前処理後の採取試料中の有害物質を水又は酸等で溶出させ検液とし、検液中の濃度を測定します。）
- ④得られた結果を指定基準（土壌溶出量基準・土壌含有量基準）と比較し、基準値の超過がみられた場合に土壌汚染があると判断されます。

土壌溶出量基準

汚染土壌が雨水・地下水等に接し、引き起こされた地下水汚染による健康被害を想定して設定された基準です。
全ての特定有害物質に基準が設けられています。

土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取（経口摂取等）した場合に、体内で溶出した有害物質により引き起こされる健康被害を想定して設定された基準です。
第二種特定有害物質（重金属等）に基準が設けられています。

指定調査機関

土壌汚染状況調査等の調査を実施する者は、調査結果の信頼性を確保するために、一定の技術的能力が求められます。当該能力等を有する者については、環境大臣等が指定することとしています。

指定は更新制（5年）で、調査等の技術上の管理を行う者として技術管理者を置くなどの基準が定められています。

指定調査機関は、環境省ホームページで公表されています。URL：<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/>